

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業費補助金										
補助事業等の目標	がけ地の崩壊、土石流による危険が著しい区域等において、危険住宅を除却、解体又は曳家して移転を行う費用を補助することにより、住民の生命の安全を確保するとともに、省エネルギーの基準に適合する住宅の建設を促進し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進する。										
補助事業等の対象者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であって、危険住宅に代わる住宅の要件を満たす住宅に移転するもの</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）において現に存する危険住宅を所有し、かつ、居住している者</p> <p>(2) 長野県建築基準条例（昭和 46 年長野県条例第 40 号）第 2 条第 1 項の規定により知事が指定した災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）において現に存する危険住宅を所有し、かつ、居住している者</p>										
補助対象経費	<p>次の表の区分に応じ、それぞれに定める経費とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険住宅除却等事業</td> <td>市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険住宅に代わる住宅の建設又は購入事業</td> <td>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額</td> </tr> <tr> <td>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に伴う諸経費</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費	危険住宅除却等事業	市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に伴う諸経費		
区分	経費										
危険住宅除却等事業	市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費										
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額										
	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に伴う諸経費										
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、次の表の区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助金等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険住宅除却等事業</td> <td>市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費</td> <td>補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、975 千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>危険住宅に代</td> <td>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な</td> <td>補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、住宅の建設</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費	補助金等の額	危険住宅除却等事業	市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、975 千円を上限とする。	危険住宅に代	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、住宅の建設
区分	経費	補助金等の額									
危険住宅除却等事業	市内の危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、975 千円を上限とする。									
危険住宅に代	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、住宅の建設									

	<p>わる住宅の建設又は購入事業</p> <p>土地の取得及び造成を含む。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額</p>	<p>又は購入4,650千円、土地の取得2,060千円、土地の造成608千円を上限とする。</p>
	<p>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得及び造成を含む。)に伴う諸経費</p>	<p>200千円(定額)</p>
<p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p> <p>住民の生命の安全を確保するため</p>		
補助事業等の評価	<p>補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>	
補助事業等の開始時期	<p>平成18年10月3日</p>	
補助事業等の終了時期	<p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>住民の生命の安全を確保するため、継続して補助することが必要。</p>	
情報の公表の方法等	<p>補助事業件数、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。</p>	
その他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危険住宅 土砂災害特別警戒区域若しくは災害危険区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。</p> <p>(2) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。</p> <p>(3) 設計一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。</p>	

(4) 基準一次エネルギー消費量

省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。

(5) 最低基準

省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、次のいずれにも適合するものをいう。

ア 外皮平均熱貫流率が $0.5\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であること。

イ 省エネ基準省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。ただし、エネルギー計算は、空調(暖房・冷房)、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、その他一次エネルギー消費量は除く。

(6) 最低基準に適合していることを示す評価書

外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書(国立研究開発法人建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする。)又はBELS等、第三者認証を受けた評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写しをいう。

(7) 建築基準法施行令第46条第4項に適合していることを示す書類

図面及び計算書、住宅性能評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写し又は長期優良住宅認定通知書の写し及び認定を受けた際の申請図書の写しをいう。

2 この取扱基準における危険住宅に代わる住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 最低基準に適合していること。

(2) 建築基準法施行令第46条第4項に適合していること。この場合において、同項中「次の表二に掲げる数値(略)を乗じて得た数値」とあるのは、「次の表二に掲げる数値(略)に更に1.25を乗じて得た数値」と、「次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値」とあるのは「次の表三に掲げる数値に更に1.25を乗じて得た数値」とする。また、平成12年建設省告示第1352号中、「必要壁量」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値」とする。なお、上記によらない場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項による日本住宅性能表示基準別表1に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)等級2以上を取得しているもの又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定を受けているものとする。

(3) 市内かつ土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域に該当しない区域に存すること。

提出書類

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行おうとする年度の前年度の8月末日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 危険住宅移転事業計画書
  - (2) 危険住宅に代わる住宅建設事業工事(購入)設計書
  - (3) 危険住宅の除却等の場所及び危険住宅に代わる住宅の位置図(縮尺2,500分の1)
  - (4) 危険住宅に代わる住宅の平面図
  - (5) 危険住宅の写真(2面撮影されたもの)
  - (6) 申請する者の住民票の謄本
- 2 1の規定により書類を提出した者は、補助対象事業を行おうとする年度の6月15日までに、諏訪市補助金等交付規則に規定する補助金等交付申請書及び次に掲げる書類並びに1の各号に掲げる書類を正副2部作成し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 最低基準に適合していることを示す計算書(以下「計算書」という。)
  - (2) 建築基準法施行令第46条第4項に適合していることを示す書類(以下「適合書類」という。)
- 3 1及び2の規定により書類を提出した者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第4号—1)
  - (2) 計算書(当該変更により、最低基準で定める性能に減少が生じた場合に限る。)
  - (3) 適合書類(当該変更により、建築基準法施行令第46条第4項で定める性能に減少が生じた場合に限る。)
- 4 1及び2の規定により書類を提出した者は、補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号—2)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を正副2部作成し、補助対象事業を行った年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業実績報告書(様式第5号—1)
  - (2) 危険住宅移転事業実施状況調書
  - (3) 危険住宅除却等事業費支払内訳書
  - (4) 危険住宅除却等事業費支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し

	<p>(5) 危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し</p> <p>(6) 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し</p> <p>(7) 危険住宅に代わる住宅のしゅん工写真(2面撮影されたもの)</p> <p>(8) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付請求書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係</p>

平成 26 年 9 月 24 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 5 年 5 月 15 日 一部改正 (令和 5 年 5 月 15 日 施行)

令和 6 年 7 月 31 日 一部改正 (令和 6 年 7 月 31 日 施行)